新型コロナウイルス感染症の感染拡大における
大和高田市第1号事業（通所型サービス）の臨時的な取扱いについて

1.基本的な事項

No.	問	答
1	第1号事業（通所型サービス）も、通所介護等と同様に臨時的な取扱いは可能か	介護給付と同様、総合事業（第1号事業：通所型サービス）も可能である。
2	通所型サービス事業所が休業しているため、居宅へ訪問してサービス提供した場合は算定可能か	介護支援専門員が事前に市へ相談することにより、介護給付と同様、総合事業（第1号事業：通所型サービス）も可能である。
3	通所型サービス事業所が休業しているため、電話により利用者の健康状態等を確認した場合は算定可能か	算定は認められない。 ただし、特別な事情がある場合は、介護支援専門員が事前に市へ相談する必要がある。
4	居宅で行うサービス提供について、通所サービス事業所で実施すべき全ての内容を行う必要があるか	事業所で提供していた全てのサービスではなく、サービス提供できる範囲（例：バイタル測定と入浴介助など）で可能である。

2.第1号事業者の業務

No.	問	答
5	利用者や介護支援専門員へはどのような対応が必要か	事前に連絡して、居宅で提供できるサービス内容と料金が発生することを説明、同意を得ることが必要である。 （※No.9 参照）
6	居宅でサービス提供できる内容はどこまでか	・健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービス内容や頻度等が基本的な確認内容である。 ・介護支援専門員が作成した、介護予防サービス計画書（※以下、予防ケアプラン）に位置付けられているサービス内容も含む。

No.	問	答
7	どの加算を算定できるのか	・予防ケアプランに位置付けられており、そもそも通所サービス事業所でサービス提供できたら算定できる加算は可能である。 ・ただし、入浴加算や個別運動器機能訓練加算などの実施加算については、居宅でサービス提供して算定可能である。 ・利用者を送迎することはないため、送迎加算は算定不可である。
8	算定できる時間はどうなるのか	提供したサービス時間の応じた報酬となる。ただし、予防ケアプランに位置付けられている時間を超えた時間は算定不可である。
	○予防ケアプランでは半日（2時間以上4時間未満）と位置付けられている。 ① 訪問の合計が1時間半となったが算定はどうなるのか ② 訪問の合計が4時間半となったが算定はどうなるのか	① 半日（2時間以上4時間未満）の算定となる。 ② 予防ケアプランでは半日と位置付けているため、半日（2時間以上4時間未満）の算定となる。
	○予防ケアプランでは全日（4時間以上）と位置付けられている。 ③ 訪問の合計が1時間半となったが算定はどうなるのか ④ 訪問の合計が3時間となったが算定はどうなるのか ⑤ 訪問の合計が4時間半となったが算定はどうなるのか	③ 半日（2時間以上4時間未満）の算定となる。 ④ 半日（2時間以上4時間未満）の算定となる。 ⑤ 全日（4時間以上）の算定となる。
9	どのような記録を残せば良いのか	・利用者や介護支援専門員に対して事前に説明して同意を得た内容（No.5参照）。 ・サービス提供した日時、場所、内容（※No.6.7 参照）。 ・利用者の家族や介護支援専門員に対して行った報告の内容。

3. 介護支援専門員の業務や予防ケアプラン

No.	問	答
10	介護支援専門員から利用者に対しても説明は必要か	事前に連絡して、居宅で提供できるサービス内容と料金が発生することを説明、同意を得る必要がある。
11	サービス担当者会議は必要か	事前に利用者の同意を得た場合は、サービス担当者会議の実施は不要としても良い。
12	予防ケアプランの変更は必要か	・サービス内容の記載の見直しが必要になるため、予防ケアプランの変更は必要である。 ・サービス提供後でも良いが、変更した予防ケアプランの交付は必要である。